

地域連携パス使用基準(肺がん)

1)はじめに

本クリティカルパスは肺がん患者の治療を行うに当たり、基幹病院の主治医とかかりつけ医の間で連携して治療を行う際に使用するものです。

入院治療終了後、基幹病院の主治医が本クリティカルパスの適用基準に該当すると判断した場合に地域連携パスによる治療を開始いたします。

患者には、受診する際には必ず本クリティカルパスを携行していただきます。

基幹病院の主治医及びかかりつけ医は、診療時に「治療記録シート」に診察結果や検査結果を記入します。

かかりつけ医の診察において、患者の症状等が紹介基準に該当する場合には、基幹病院の主治医へ紹介手続きをとります。

経過観察期間は入院治療終了後5年間としますが、肺がんの再発が起これば、その時点でクリティカルパスは終了し、新しいものに更新します。

2)パスの適用基準

- ①肺がんの術後患者で、状態の落ち着いているもの。
- ②連携開始時点で、残存腫瘍のないもの。
- ③今後、点滴の抗がん剤治療、放射線治療などの予定がないこと。

3)患者紹介基準

3-1身体所見

- ①食欲不振、体重減少が著しい場合
- ②創部の痛みが著しい場合
- ③咳嗽、喀痰が増加した場合
- ④呼吸困難が悪化した場合
- ⑤鎖骨上窩リンパ節の腫大を認めた場合
- ⑥皮膚発疹が出現した場合(抗がん剤内服中の患者)

3-2検査所見

- ①著しい肝機能の上昇、貧血が認められた場合
- ②腫瘍マーカー(CEA、Cyfra、SCC)の上昇が認められた場合
- ③胸部レントゲン(必須検査ではありませんが、)で、異常陰影が出現した場合